

車両出入口部の設置基準

1. 車両出入口部

車両出入口部は、自動車が車道と沿道隣接地の出入りに必要な箇所及び幅を定めて歩道部を自動車荷重に耐えるように構造変更するものである。

車両出入口は、歩行者専用道である歩道の一部を車道とするものであるためその設置にあたっては、歩行者等の利便を第一に考慮すること。

車両出入口は、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置するものとする。

区分	車種別区分				切下幅 (フラット長)
	総重量	車種	幅	長	
A	0～1 t	軽自動車	1.3m未満	3.0m未満	1.8m
B	1～4.5 t	乗用車・小型トラック等	1.3m～ 2.5m未満	3.0m～ 5.0m未満	3.6m
C	4.5 t 以上	普通貨物トラック等	2.0m～ 2.5m未満	7.5m未満	6.0m
D	同上	同上	同上	10.0m未満	7.2m
E	同上	同上	同上	12.0m未満	9.0m

(注) 現場の状況並びにその他特別な理由により上記によりがたい場合には車両の軌跡図から決してもよい。

2. 歩道の勾配

- (1) 横断勾配は、2%以内の勾配区間を1m以上確保するものとし、歩道幅員等により困難な場合は、全面切り下げを標準とする。
- (2) 縦断勾配は、5%以下とする。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。
- (3) 歩道の切下げにより道路占用物件の土被りが確保できない場合は、当該占用物管理者と協議を行い、防護措置を施すなど占用物件の破損防止に努めるものとする。
- (4) 切下げが連続する場合は、隣接する歩道舗装面の高さを切下げの高さに合わせるなど歩行者の利便性に配慮する。

3. 車両乗入れ部の設置個所

車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

- ① 横断歩道及び前後 5m以内の部分。
- ② トンネル等の前後各 50m以内の部分。
- ③ バス停留所、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各 10m以内の部分。
- ④ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m以内の部分。
- ⑤ 交差点（総幅員 7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- ⑥ バス停車帯の部分。
- ⑦ 橋の部分。
- ⑧ 防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする個所、ただし道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。

4. その他留意事項

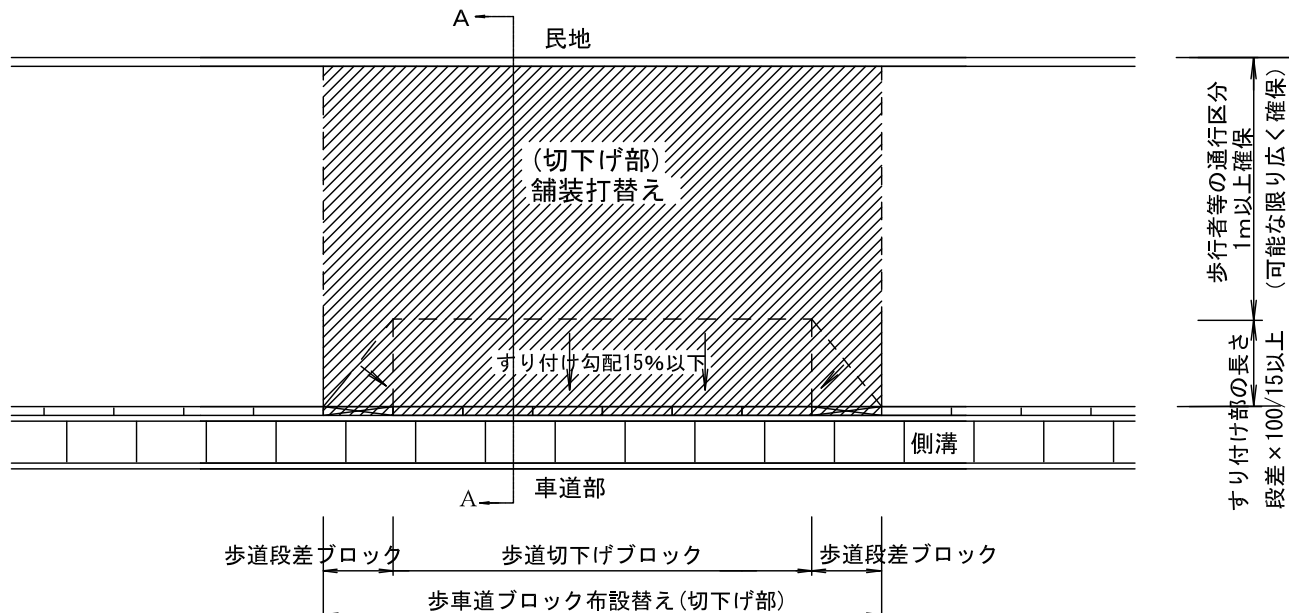
- ① 出入口切下げ区間の縁石は路面からマウンドアップ型は 5 cmか 1 0 cmとし、フラット型は 2 cmとすること。
- ② 切下げが連続する場合は、歩道舗装面の高さを切下げ部の高さに合わせるなど歩行者の利便性に十分配慮すること。
- ③ 排水施設
歩道等面が低いために強雨時に水の溜まる恐れが生ずる個所では、雨水ますを追加する等排水に十分配慮するものとする。
- ④ 交通安全対策
車両乗入れ部から車両乗入れ部以外の歩道等への車両の進入を防止し、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じさく等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとする。
- ⑤ 歩道と民地とのすりつけ
車道とのすりつけによって歩道等と民地との高低差が生じ歩行者及び自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行うよう配慮するものとする。
- ⑥ 隣接した車両乗入れ部からは概ね 0.5m 以上離すこと。

- ⑦ 直角駐車で連続した配置の場合の最大切下げ幅は原則として 6 m 以下とする。
- ⑧ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号) による構造を配慮するものとする。
- ⑨ 不要となった車両乗入れ部は、歩車道境界ブロック、舗装並びに道路附属物(横断防止柵他)を普通歩道(一般部)の構造に復旧する。

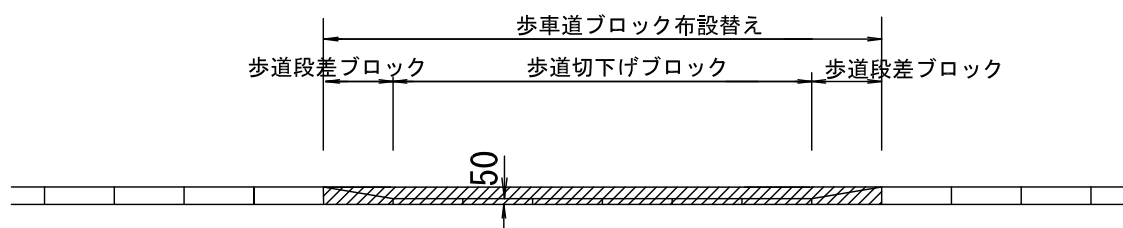
マウンドアップ形式の歩道での車両乗入れ構造（歩道切下げ）

① 歩道内においてすり付けを行う構造

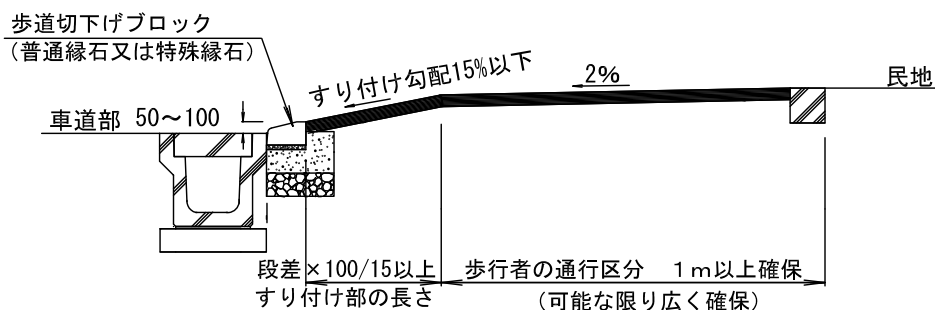
平面図



正面図



A-A断面



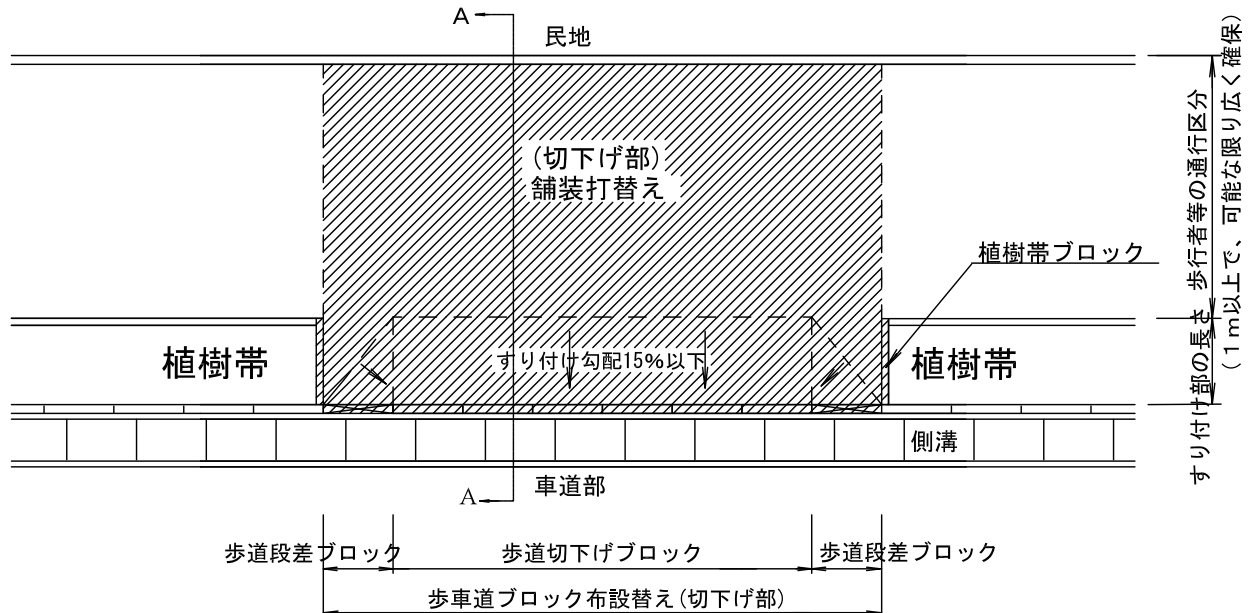
(注)

- ・特殊縁石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。
(普通縁石は段差5cm、特殊縁石は段差8~10cm)
- ・車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝が有る場合等不明な点がありましたら、道路維持課窓口でお尋ねください。

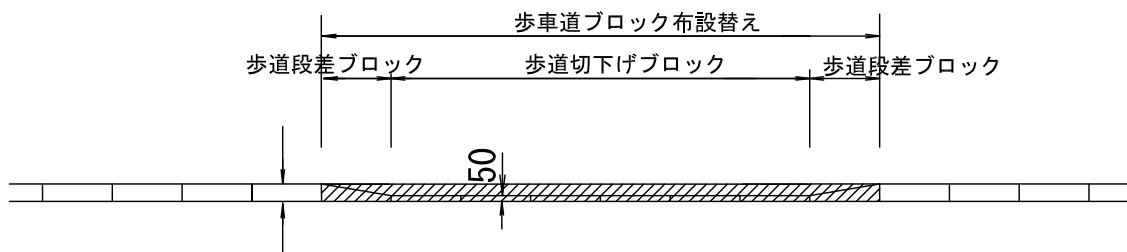
マウンドアップ形式の歩道での車両乗入れ構造（歩道切下げ）

② 植樹帯等の幅員を活用してすり付けを行う構造 （植樹帯の幅員内ですり付けを行う場合）

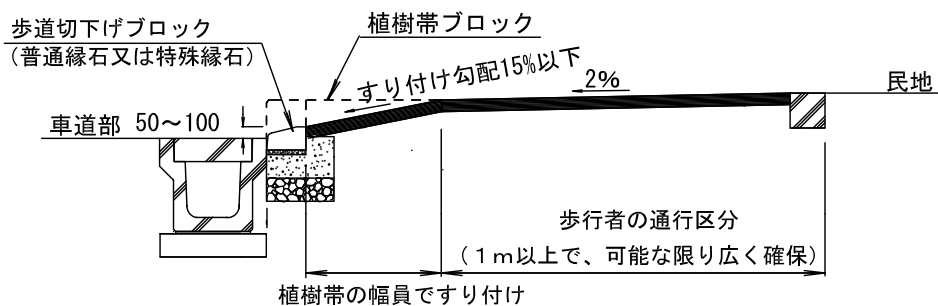
平面図



正面図



A-A断面



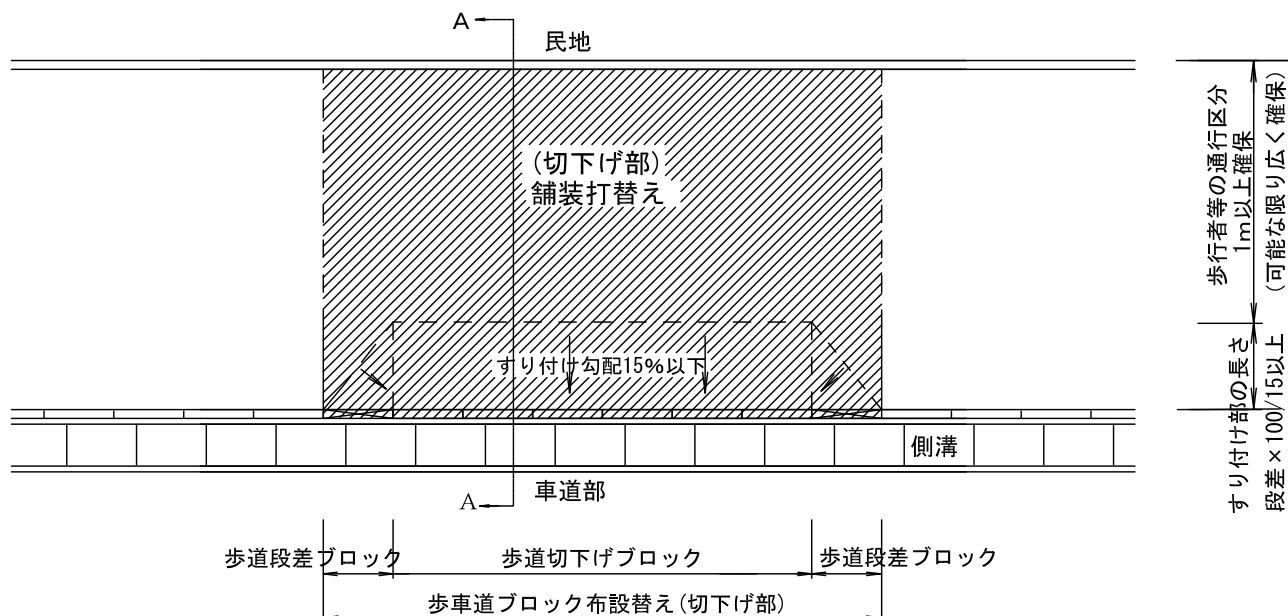
(注)

- ・ 特殊縁石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。
（普通縁石は段差5cm、特殊縁石は段差8~10cm）
- ・ 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝が有る場合等不明な点がありましたら、道路維持課窓口でお尋ねください。
- ・ 植栽の移植については、別途申請が必要です。（みどりと花の課）

マウンドアップ形式の歩道での車両乗入れ構造（歩道切下げ）

① 歩道内においてすり付けを行う構造

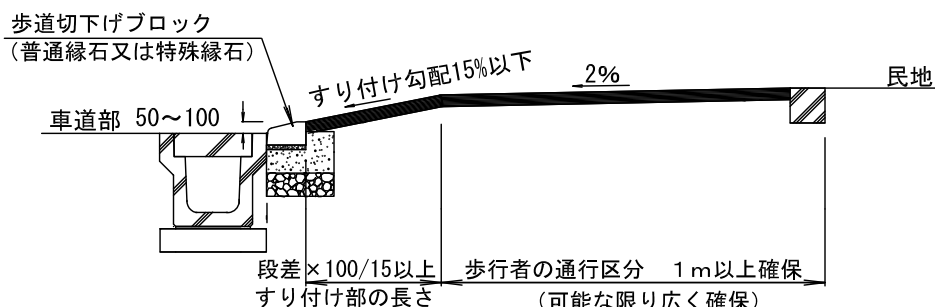
平面図



正面図



A-A断面



(注)

- ・ 特殊緑石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。
(普通緑石は段差5cm、特殊緑石は段差8~10cm)
- ・ 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝が有る場合等不明な点がありましたら、道路維持課窓口でお尋ねください。